



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

461	クリーニング師の研修の指定	(生活衛生課).....	1
462	〃	( 〃 ).....	2
463	クリーニング所の業務従事者講習の指定	( 〃 ).....	2
464	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
465	〃	( 〃 ).....	3
466	令和6年度及び令和7年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札 に参加する者に必要な資格等	(医務課).....	3
467	日高川土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	6
468	県営ため池等整備事業の工事の完了	( 〃 ).....	6
469	木材業者等の登録	(林業振興課).....	6
470	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	6
471	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
472	道路の供用開始	( 〃 ).....	7
473	道路の区域変更	( 〃 ).....	7
474	〃	( 〃 ).....	8
475	〃	( 〃 ).....	8
476	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9
477	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	(建築住宅課).....	9
478	〃	( 〃 ).....	9

### ○ 選挙管理委員会告示

18	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	10
19	政治団体の解散の届出	.....	11
20	政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体	.....	11

### ○ 公告

入札公告	(医務課).....	12
------	------------	----

### ○ 監査公表

監査公表第16号	.....	15
監査公表第17号	.....	16

## 告 示

### 和歌山県告示第461号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

## 2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
令和6年8月4日（日）	和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）
令和6年11月10日（日）	日高振興局 別館（御坊市湯川町財部651）
令和7年2月9日（日）	那智勝浦町体育文化会館（東牟婁郡那智勝浦町天満441-8）

## 3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

**和歌山県告示第462号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第2型研修）を次のとおり指定した。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

## 2 研修受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 研修受付期間 令和6年10月21日（月）から同年11月20日（水）まで  
(2) レポート提出締切年月日 令和6年12月20日（金）

## 3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

**和歌山県告示第463号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

## 2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 講習受付期間 令和6年6月20日（木）から同年7月19日（金）まで  
(2) レポート提出締切年月日 令和6年8月20日（火）

## 3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

**和歌山県告示第464号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700881	ヘルパーステーション雅	紀の川市粉河1775-1 百式楼201号室	重度訪問介護	合同会社介拓社	紀の川市深田101-1	令和6.5.1

## 和歌山県告示第465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700014	ヘルパーステーションなだい	紀の川市下井阪605	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	株式会社なだいコーポレーション	紀の川市打田131-37	令和6.5.1

## 和歌山県告示第466号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

## (1) 調達の名称及び数量

令和6年度及び令和7年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,130,207kWh

## (2) 契約期間

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間（令和6年8月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第23条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和7年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

## (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

## (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあつては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

- (10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和6年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあつては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を

含む。)の全税目

(ウ)個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

ク 2の(8)の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の(9)の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の(10)の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1)のアからウまで及びコ(電力調達契約評価項目報告書に限る。)からス(コンソーシアム構成員表に限る。)までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和6年5月7日(火)から同月21日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号)の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)18物品調達(小分類)1物品販売」に登載されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1)のウからキまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年5月7日(火)から同月14日(火)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和6年5月20日(月)午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県立こころの医療センターのホームページ(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>)に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和6年5月13日(月)から同月24日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

なお、3の(5)の和歌山県立こころの医療センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和6年5月31日(金)までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和6年6月7日（金）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、令和6年6月14日（金）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

## 和歌山県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日高川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 和歌山県告示第468号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 野上大池地区
- 2 確定年月日 令和2年6月25日
- 3 工事を完了した時期 令和5年10月20日

## 和歌山県告示第469号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年 月 日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
5001			令和 6. 4. 15	日高郡美浜町大字田井 161番地	山喜林業株式会社 代表取締役 田端 靖雄	木材	日高郡美浜町大字田井 161番地

## 和歌山県告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第471号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市手平五丁目17番1地先から同市北中島一丁目36番1地先まで	旧	5.50 } 5.70	169.92	
同上	新	5.50 } 5.70	165.62	
和歌山市手平五丁目17番1地先から同市北中島一丁目126番2地先まで	新	27.00 } 27.00	162.74	

**和歌山県告示第472号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 和歌山海南線

供用開始の区間 新 和歌山市手平五丁目17番1地先から同市北中島一丁目36番1地先まで

新 和歌山市手平五丁目17番1地先から同市北中島一丁目126番2地先まで

供用開始の期日 令和6年5月7日

**和歌山県告示第473号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玄子小松原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字中津川字穴後983番3地先から同町大字中津川字岡之段1090番1地先まで	旧	6.00 } 24.60	580.80	

#### 和歌山県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田原古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町池野山字木場22番1地先から同町池野山字木場22番1地先まで	旧	6.80 } 13.20	217.00	

#### 和歌山県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田原古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町高池字氷山944番1地先から同町高池字寺ノ元955番2地先まで	旧	6.20 } 12.80	151.80	

## 和歌山県告示第476号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3642	海南市大野中宇宮ノ前665番4の一部、665番5の一部、665番6、665番7の一部、665番8の一部、673番3、674番3、676番1、676番2の一部、686番10の一部、687番2の一部、687番3、687番4	和歌山市橋向丁32番地株式会社あかりホーム代表取締役 木村亘	令和 6.4.18	6.00	143.25

## 和歌山県告示第477号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年和歌山県告示第564号（使用料の収納事務の委託）は、令和6年3月31日限り廃止した。  
令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 指定公金事務取扱者として指定した者

- (1) 名称 和歌山県住宅供給公社
- (2) 事務所の所在地 和歌山市十三番丁30番地

## 2 委託した公金事務

和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場に係る使用料の収納事務

## 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年4月1日

## 4 公金事務の委託をした日

令和6年4月1日

## 和歌山県告示第478号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 指定公金事務取扱者として指定した者

- (1) 名称 弁護士法人ライズ綜合法律事務所
- (2) 事務所の所在地 東京都中央区日本橋三丁目9-1 日本橋三丁目スクエア12階

## 2 委託した公金事務

和歌山県営住宅及びその駐車場の使用料に係る未収金のうち和歌山県営住宅を退去した者に係るもので県の指定するものの収納事務

## 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年4月1日

## 4 公金事務の委託をした日

令和6年4月1日

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
日本維新の会衆議院和歌山県第1選挙区支部	林佑美	会計責任者	林佑美	鍵山仁	令和 6.3.15
自由民主党和歌山県御坊市第二支部	松本隆史	会計責任者	仲孝浩	西本利吉	令和 6.3.1
自由民主党和歌山県旅客船支部	小林敏二	会計責任者	西本真治	松並隆晃	令和 6.3.1
参政党和歌山支部	加藤充也	代表者	加藤充也	木下友希	令和 6.4.1
自由民主党和歌山県自動車販売支部	弘田宗博	会計責任者	新古広光	大蔵留治	令和 6.4.1

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
いたに誠後援会	水野孝治	代表者	水野孝治	濱野義孝	令和 5.10.10
幸福実現党田辺後援会	内田進一	会計責任者	川向平山	鎌田光一	令和 6.3.8
由良こうせい後援会	由良孝誠	会計責任者	由良孝誠	山田一郎	令和 6.3.13
林佑美後援会	林佑美	会計責任者	林佑美	鍵山仁	令和 6.3.15
むらかみ宗隆後援会	古久保勉	代表者	古久保勉	林弥一郎	令和 4.8.14
やぶうち美和子後援会	塩崎治	主たる事務所の所在地	和歌山県日高郡美浜町大字浜ノ瀬94番地	和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の290	令和 5.4.1
岡本きよし後援会	岡本喜好	会計責任者	菊川京子	岡本公美子	令和 6.3.22
松本こうせい後援会	亀井昇	代表者	亀井昇	木村雅宥	令和 6.3.25
高本勝次後援会	細川豊三郎	会計責任者	村越伊久男	丸山恵弘	令和 6.3.25
幸福実現党和歌山県本部	三木菊美	会計責任者	森悦宏	山内晃	令和 6.3.13
山野麻衣子後援会	山野麻衣子	会計責任者	山野麻衣子	山野真沙子	令和 6.3.20

和歌山の未来をつくる会	寺口一廣	会計責任者	澤井知博	仲村至弘	令和 6.3.27
加藤あつや後援会	加藤充也	会計責任者	加藤由起子	加藤彰久	令和 6.3.31
松本隆史後援会	松本隆史	主たる事務所の所在地	御坊市湯川町財部217-6 プリシエールNAZU201	御坊市島197	令和 6.4.1
		代表者	松本隆史	西本利吉	令和 6.4.1
		会計責任者	仲孝浩	松本政彦	令和 6.3.22

**和歌山県選挙管理委員会告示第19号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
自由民主党和歌山県日高郡第三支部	花田健吉	令和 6.3.13
自由民主党和歌山県岩出市第一支部	川畑哲哉	令和 6.3.15

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
森下誠史後援会	小澤勇	令和 5.12.31
中谷桂三後援会	浜井一郎	令和 6.3.1
樽井豪男後援会	岡本光司	令和 6.3.12
花田健吉後援会	花田健吉	令和 6.3.13
紀の川市民党	橘和延	令和 6.3.25
平山りえ後援会	酒井禎明	令和 6.3.29

**和歌山県選挙管理委員会告示第20号**

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和6年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となつたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

令和6年5月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名

自由民主党和歌山県遊技産業支部	和歌山市美園町5-7-4 ラン・ビル5B	出嶋克行	平尾賢哉
-----------------	----------------------	------	------

## その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
紀の会	和歌山市北島71	松井紀博	中井和子
日韓雄志会	和歌山市東高松2-8-6	谷口昌平	田端清隆
政治結社皇道振武館	和歌山市磯の浦470-4	平川政明	平川誠
中塚ひろひさ後援会	橋本市隅田町中島479	中塚裕久	中塚宣子
藤本憲一後援会	伊都郡かつらぎ町妙寺913	藤本憲一	藤本佳央
井口雅裕後援会	日高郡みなべ町芝24	井口雅裕	井口雅子
中谷茂生後援会	日高郡由良町大引688	中谷茂生	中谷茂生
輪友会	御坊市御坊111-5	青松直仁	川崎慎介
上田順太後援会	西牟婁郡すさみ町口和深167	上田順太	上田桂子
にさか吉伸田辺後援会	田辺市新庄町2015	榎本長治	田中善春
山路博之後援会	田辺市下川下1708番地	塩寄友也	横矢正博
東信介後援会	東牟婁郡那智勝浦町大字朝日3-88	東圭祐	東佳代

## 公 告

## 入 札 公 告

令和6年度及び令和7年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年5月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達の名称、場所及び数量

令和6年度及び令和7年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

和歌山県立こころの医療センター 有田郡有田川町庄31番地

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,130,207kWh

## (2) 仕様等

仕様書による。

## (3) 契約期間

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間（令和6年8月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234

条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和7年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和6年和歌山県告示第466号に規定する令和6年度及び令和7年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

(2) 期間

令和6年5月7日（火）から同月21日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

なお、和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和6年5月7日（火）から同月14日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3)の質問に対する回答は、令和6年5月20日（月）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1)の和歌山県立こころの医療センターのホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター診療管理棟2階 A会議室

イ 入札日時

令和6年6月19日（水）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参又は郵送するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和6年6月18日（火）午後4時までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

## 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

## 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合

において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

イ 所在地

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 2,130,207kWh to use at the Wakayama Prefecture Mental Health Care Center

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 19 June 2024 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 18 June 2024)

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Wakayama Prefecture Mental Health Care Center,

31 Sho, Aridagawa Town, Arida District, Wakayama Prefecture, 643-0811, Japan

TEL 0737-52-3221

FAX 0737-52-5571

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月7日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 佐 藤 武 治

## 1 監査の対象

3の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

## 2 監査の着眼点

## (1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

## (2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

## (3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

## (4) (1)～(3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

## 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
公立大学法人和歌山県立医科大学	令和6年1月30日

## 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

ア 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 契約保証金免除申請において、契約実績とならない期間のものを実績としている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 現金出納簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 出納員による確認がなされていなかった。

b 収納金の記入があるにもかかわらず、払込み欄及び残額欄の記入並びに受付者印の押印がなされていなかった。

(ウ) 旅行命令簿において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 領収書の発行において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 領収書の発行何いの決裁区分を誤っていた。

b 英文による領収書を発行する際、決裁がなされておらず、発行者名を理事長名としていなかった。

## 和歌山県監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月7日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 監査の対象

3の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の着眼点

(1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1)～(3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
学校法人大阪初芝学園	令和6年2月13日
西牟婁森林組合	〃
学校法人きのくに子どもの村学園	〃
社会福祉法人渉久会	〃
公益社団法人和歌山県観光連盟	〃
一般社団法人和歌山県青果物基金協会	〃
公益財団法人和歌山県人権啓発センター	〃
公益社団法人和歌山県青少年育成協会	〃
公益財団法人和歌山県民総合健診センター	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター	〃
一般財団法人和歌山県文化振興財団 (和歌山県民文化会館及び和歌公園指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県国際交流協会 (和歌山県国際交流センター指定管理者)	〃
一般社団法人木の国ガーデン (和歌山県植物公園緑花センター指定管理者)	〃
みんなでつくる和歌川河川公園の会 (和歌山県和歌川河川公園指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県下水道公社 (紀の川流域下水道及び紀の川中流流域下水道指定管理者)	〃
紀の国はまゆう (紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者)	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア みんなでつくる和歌川河川公園の会  
所管課に対する注意事項

指定管理者に貸与している県有物品について、物品貸付調書による出納機関への通知がなされていなかったため、適正に処理されたい。

5 監査委員の除斥

和歌山県住宅供給公社の監査において、監査対象期間中に同公社役員であった佐藤武治委員について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。